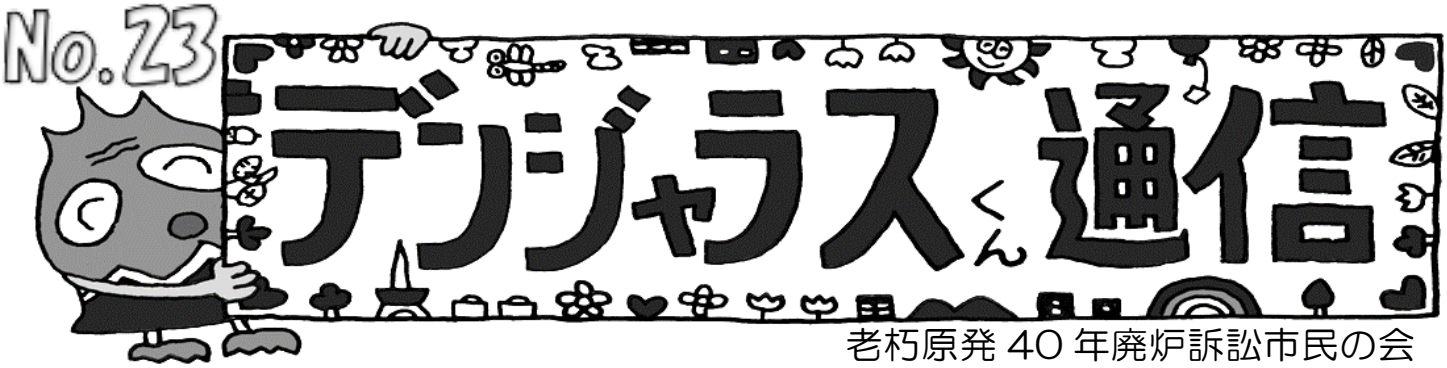

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会

2021 年 6 月、日本で初めて 40 年を超える運転を開始した美浜原発３号機は、現在も稼働中。岸田政権が原発の 60 年超運転を閣議決定し、原発回帰路線が本格始動する中で、高浜原発１・２号機の運転もスケジュールに上ってきました。１号機は４月下旬に起動、特重施設の最終試験を経て、６月３日送電開始。２号機も７月 15 日に送電を始める予定と関電は発表しています。企業倫理に欠ける事件を数々起こし、突貫工事による労災死亡事故も度々起こしながら老朽原発再稼動に突き進む関電。なんとかこれにストップをかけなければ！

□――――――――――――――――――――――――

【報告】12/16　40 年廃炉訴訟　口頭弁論
　高浜１・２号第 25 回 ＋ 美浜３号第 23 回

――――――――――――――――――――――――■

■またもや裁判官が交替！

午前の高浜事件の法廷に入る前、ふと、法廷の前に張り出してある表を見ると、裁判官の一人がまた交替してる！？法廷に現れた裁判官は・・・、やはり替わっていました。

日置朋弘裁判長は替わりませんが、柏戸夏子裁判官が磯部幸恵裁判官に交替しました。そして、磯部裁判官は右陪席（向かって左）に、これまで右陪席だった佐久間隆裁判官は左陪席となりました。

ふりかえっておきますと、昨年４月の異動で、左陪席裁判官が、若林憲浩裁判官から岩谷彩裁判官に交替。昨年 10/3 の期日から、左陪席が岩谷裁判官から柏戸裁判官に交替（柏戸裁判官は東京地裁の東電刑事裁判で東電幹部に無罪を言い渡した裁判体の左陪席）。そして、12/16 の期日から今回の構成に。

裁判所のホームページを見ると、岩谷裁判官、柏戸裁判官は変わらず民事９部にいらっしゃいますので、異動ではありません。

裁判も終盤へというのに裁判官が替わりすぎです。被告・国の書面の提出も遅れていますので、来年度、日置裁判長の下での判決という見通しが揺らいできました。

裁判官が替わっても、わかりやすく老朽原発の許認可の違法性を説明し続けるしかありません。

＜午前の高浜事件＞

■中性子照射脆化について、国の反論に反論する意見書を提出

この裁判の中で、原子力規制委員会が中性子照射脆化の審査において、監視試験片の原データも確認せず、評価を左右する重要な設定条件となる熱伝達率の数値も確認せず、関電の評価結果をうのみにして認可していたこと、しかも、関電は、監視試験のうち破壊靭性試験（試験片にき裂を作り、さまざまな温度下で引っ張ってどこまで耐えられるかを調べる試験。原子炉容器の粘り強さの評価のために重要）は、10 年ごとの各取り出し回次に原子炉容器の母材と溶接金属の２種類の監視試験片のどちらかの種類しか試験していなかった（九州電力や四国電力は毎回の取り出しで両方とも試験している）という手抜き試験の実態を明らかにしてきました。

名古屋地裁民事第９部
磯部幸恵裁判官　日置朋弘裁判長　佐久間隆裁判官

しかし、被告・国は、このような試験、審査に何ら問題はないと開き直っています。

これに対して、今回の期日で、これまでもご協力いただいてきた井野博満さんをはじめとする原発老朽化問題研究会メンバーによる集大成とも言える意見書を提出しました。中性子照射脆化の審査はここまで危ういものだったのか、と恐ろしくなる内容です（意見書はホームページに掲載）。

この意見書をもとに主張した書面について、弁護

団老朽化班の小島寛司弁護士、井上功務弁護士が法廷で説明しました。

・科学が不確実な分野における司法審査の在り方

国が提出した専門家・鈴木雅秀氏（長岡技術科学大学名誉教授）の意見書に、「原子炉容器の照射脆化や健全性評価は、世界の研究者が 50 年以上の期間をかけて地道に研究開発を続けてきて、まだ継続しているテーマ」「このような科学的な長期間検討されているテーマが司法の場で決着することはあり得ない」とする意見があるが、原告らが裁判所に求めているのは、何が正しいかを科学的に完全に明らかにするということではない。研究者が 50 年以上研究を続けても未だ決着を見ないような不確実性がある問題について、そのリスクを社会が受容できるかという観点から司法審査は行われなければならない。

・脆性破壊の恐ろしさ

1980 年、出光興産（株）徳山製油所のナフサ、灯油の脱硫装置の反応塔で気密試験時に窒素ガスで満たしたところで脆性破壊により破裂した事故がある。最大の破片は 4,600kg で、大小 44 の破片になって、最大飛距離 115m までの範囲に飛散した。

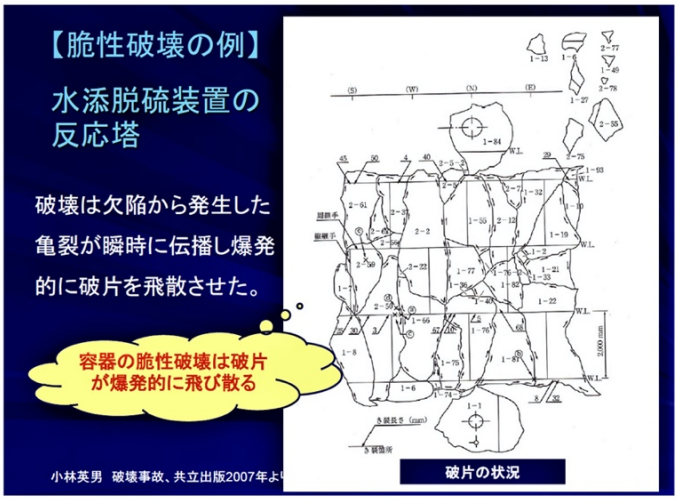

図表 2.4　水素脆化による脆性破壊で破裂した容器の破片の状況
高浜事件20221206準備書面（97）p.12

・亀裂がないとはいえないこと(電力会社の超音波探傷に対する疑義)

中性子照射脆化の評価は、原子炉容器内面に深さ 10mm、長さ 60mm の欠陥があると想定して行うが、被告は、超音波探傷（UT）で深さ 3.8mm の欠陥を検出可能だなどと主張している。しかし、例えば、2020 年に大飯原発３号機で加圧器スプレイラインの配管の亀裂が問題となった際には、関電が UT により報告した亀裂の位置や大きさ、形状は二転三転した。過去の例からも UT の精度は高いとは言えない。

・冷却水喪失事故（LOCA）と ECCS（緊急炉心冷却装置）作動事例

中性子照射脆化の評価（PTS 評価）は、大破断 LOCA が起きて ECCS が作動して原子炉容器が急冷されても原子炉容器が破損しないことを求めているが、被告は、大破断 LOCA は世界中を見ても発生した例はないなどと主張している。しかし、ECCS 作動事例は日本だけでも７件発生。そのうち、1991 年の美浜２号機の蒸気発生器伝熱官破断事故は、圧力が高くて水が入らず、炉心溶融まであと一歩という危機的な状態だった。冷却材喪失事故として 1979 年のスリーマイル島２号機の炉心溶融事故がある。大破断 LOCA の発生も否定はできない。
（意見書に過去の事故の事例が掲載されています。）

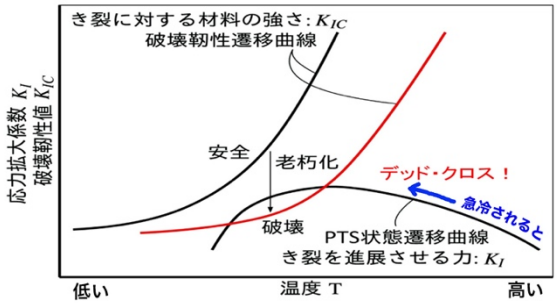

・脆性遷移温度の予測式の不合理性

金属が中性子を浴びてもろくなると脆性遷移温度（金属が一定の温度以下になると粘り強さを失って脆くなる境界の温度）が上昇するが、この予測式が、面積と長さをそのまま足すようなことをしていて理論的に問題がある。被告は、データに合うようにした経験式だから問題ないと言うだけで理論的には反論せず。

実は、2015 年に規制委は、井野博満さんと小岩昌宏さんからのこの問題を指摘する意見書を受けとめ、予測式を定めた日本電気協会に対して、新しい規程の作成を求めている。しかし、7 年経っても同協会で審議中となっている。

（原子炉容器の鋼材の粘り強さを評価した曲線。長年、中性子を浴びると粘り強さは低下）

・破壊靭性遷移曲線のシフト量は過小評価

破壊靭性試験はそもそもばらつきが大きいのに、試験片が１カプセルに４点しか装荷されていない。

さらに、得られた少ないデータで下限包絡曲線を描くが、将来の脆化予測としてシフトする量は、脆性遷移温度のシフト量と同じと仮定されている。これが誤りであることは近年の論文で立証されつつある。一方、欧米で主流となりつつあるのがマスターカーブ法（その原発に限らず他の全ての原発も含めた破壊靭性値のデータを集めてきて、統計的に破壊靭性遷移曲線を描く方法）で、日本電気協会も 2016 年版の規格では、精度を上げるために下限包絡曲線

を削除し、マスターカーブ法を取り入れた（これは規制委では是認されなかった）。

意見書では、高浜１号機について、マスターカーブ法による破壊靭性遷移曲線を描き、PTS 状態遷移曲線と近接していることを示している。

・熱伝達率を計算する Jackson-Fewster 式の不合理性

PTS 評価で重要となる熱伝達率を計算する Jackson-Fewster 式は実験式。もととなった実験が妥当なものであるかどうかが問題となる。

その一つにパデュー大学の実験があるが、実機で想定される状態とかけ離れたものだった。例えば、原子炉で冷却水は垂直に流れるが、実験では、試験片を水平下向きにして、冷却水を水平方向に流している。

また、被告は、空気による三菱重工（株）の実験も「相似則」により根拠となるとするが、PTS 事象という特殊な条件下の水に空気の実験を安易に用いるのは危険である。

＜午後の美浜事件＞

■「だろう運転」ではダメだろう（ダジャレ？）

午後の美浜事件は盛りだくさんでした。

まず、中野宏典弁護士が、福島原発事故の被害者が国と東電に求めた損害賠償訴訟の 6 月 19 日最高裁判決の中で、多数意見に反して唯一人国側の責任を認めた三浦守裁判官の意見を引用しつつ、原子力規制で国が果たすべき役割について陳述を行いました。

判決文の三浦裁判官の意見は、法令の趣旨・目的から、技術基準の解釈、予見可能性と結果回避可能性まで緻密に論じており、事故による深刻な被害を考えれば、不定性をもつ自然現象について最新の科学的知見の中でも最も過酷な条件を考慮し、万が一でも事故が起こらないように国がきちんと規制権限を行使するのは当然であると述べています。故に、津波の到来は予見でき、それへの対策も可能だったかもしれないのにそれを怠ったのは国の責任でもあると、判決文の箇所を具体的に示しながら中野弁護士は説明しました。

中野弁護士が流石なのは、車の教習所では「『だろう運転』は危険、常に『かもしれない運転』をしなさい」と教えられるのに、原発では取り締まる側の規制委員会に加えて最高裁の多数意見までも「『だろう運転』で構わないだろう」というのはダメでしょう、と例えたところです。

最後は、この裁判の判断においても、三浦裁判官の意見こそ参照しなければならないと中野弁護士は力強く締めくくりました。

■白木-丹生断層は敷地境界からは 500m

次に甫守一樹弁護士が、美浜原発の耐震安全性に重大な影響を与えうる白木～丹生断層と C 断層について、極近傍活断層としての審査をせずに認可した問題を、被告側第 34 準備書面に反論する形で再度主張しました。原告側は５年前からこのことを指摘していましたが、国は何ら反論もしてきませんでした。ようやく出てきた書面では、「極近傍」の距離は、敦賀原発での浦底断層を例に原子炉から 250m 程度とし、美浜では地震ガイドで求められる検討をしなくてもよいと言っています。しかし甫守弁護士は、これは誤りであることを、地震ガイドの作成過程での議論や専門家の意見を紹介して反論しました。極近傍とは、少なくとも１～２km、岩手宮城内陸地震で５km 離れた一関西の観測記録も参考にしていることなどから、数 km と解釈するのが妥当であり、白木～丹生断層も C 断層も該当します。

しかも、被告は美浜原発と白木-丹生断層の距離は１km 強と主張していますが、これは３号機原子炉と同断層の距離であり、「敷地に極めて近い」との趣旨を踏まえれば、美浜原発の敷地境界からの距離と捉えるべきであり、敷地境界と同断層は約 500m しか離れていないことを指摘しました。

被告側は書面の中で、距離のほかにも極近傍地震動の検討が不要な理由を述べていますが、審査の中でそのことには全く触れておらず、後付けの言い訳にすぎない、と甫守弁護士は批判しました。

■原子力規制が原発回帰　一層求められる司法の独立

最後は北村栄弁護団長がここ３ヶ月の原発関連新聞記事について紹介しました。

今回とりわけ強調したのが原子力規制行政の変貌です。規制庁のトップ３がいずれも経産省出身者になり、新しく原子力規制委員長に就任した山中伸介氏が原発運転期間の 40 年ルールの見直しをあっさりと認めたことなどを、福島原発事故後の法案策定で原子力規制に関する PT の座長を務めた自民党の塩崎恭久氏と初代原子力規制委員長の田中俊一氏のコメントの記事を引用しながら批判しました。

そして、このようなときほど、3.11 の壮絶な事故を思い起こして、裁判所が法と理性に基づき、独立して判断する本来の役割を果たすことを求めました。

＜今後の期日＞
2023 年 3 月 13 日（月）名古屋地裁２号法廷
　　10:30～高浜 1.2 号機　第２６回口頭弁論
　　14:30～美浜３号機　　第２４回口頭弁論

2023 年 6 月 9 日（金）名古屋地裁２号法廷
　　10:30～高浜 1.2 号機　第２７回口頭弁論
　　14:30～美浜３号機　　第２５回口頭弁論

2023 年 9 月 20 日（水）名古屋地裁２号法廷
　　10:30～高浜 1.2 号機　第２８回口頭弁論
　　14:30～美浜３号機　　第２６回口頭弁論

□――――――――――――――――――――――――――――
【総会＆記念講演】
2/23 市民の会第７回総会＆記念講演
　　オンライン講演の講師は金属学の井野博満さん
――――――――――――――――――――――――――――■

　今年の記念講演は、中性子照射脆化の問題で統括意見書のとりまとめに尽力くださった井野博満さんにお話をうかがいます。会員でなくても、どなたでも参加できます。

【40 年廃炉訴訟市民の会 第７回総会＆記念講演】
と　き：２月２３日（木・休）14:00～16:45
ところ：名古屋市教育館(ZOOM ビューイング会場)
　　＆ZOOM 併用　Zoom ご参加はこちらから↓
第一部 14：00～15：20
＜40 年廃炉訴訟市民の会 総会＞
○ 裁判報告（藤川誠二弁護士）
○ 活動報告、会計報告 監査報告
○ 活動計画と予算案 ほか
第２部 15：30～16：45
＜記念講演（オンライン）と質疑応答＞
「中性子照射脆化の審査はまちがいだらけ
　　ー　集大成！統括意見書解説　-　」
講師 ：井野博満さん（東京大学名誉教授・工学博士）
＜弁護団から＞ 北村 栄 弁護団長

□――――――――――――――――――――――――――――
【美浜３仮処分】12/20 不当決定
　　名古屋でも抗議アクション
――――――――――――――――――――――――――――■

　福井・関西の住民９人が大阪地裁に申し立てた老朽美浜原発３号機運転禁止仮処分は、昨年 7/4 に終結し、裁判所は美浜３号機が再稼働するまでに決定を出すのは無理だができるだけ早く出すとしていました。決定が 12/20 となり、大飯原発３号機が再稼働したタイミングでしたので、停止を命じていただけるものと期待しましたが、結果は却下。

　40 年廃炉訴訟と同じように震源極近傍未審査問題が争点でしたが、大阪地裁第１民事部（井上直哉裁判長）は、震源近傍が何 Km なのかという判断を自らは示さず、新規制基準を決めるときにどのくらいの距離が近傍かはっきり決めていない、1km より近い議論もされていたから不合理であるとは言えないとしました。

　老朽化については、関電は新規制基準に沿った対応を行い、規制委の延長認可処分等を受けている、中性子照射脆化評価の評価手法も不合理であるとは言えず、規制委の審査にも問題はないとしました。

　また、避難計画については、「第１から第４までの各防護レベルの存在を捨象して無条件に放射性物質の異常放出が生ずるとの前提を置くことは相当ではない」としました。これは、深層防護の考え方が第 1～5 層の各防護レベルが独立して有効に機能する（前の層や後の層に頼らない）ことを求めていることを理解していません。さらに、大阪地裁は、「避難計画に不備があるとも認められない」として現実から目を背けました。

　決定後の旗出しで、井戸謙一弁護士は、「本来予定されていた時期より２ヶ月も時間をかけたのに、政府の原発回帰政策の動きに影響を受けているのではないかと考えざるを得ない。司法のあり方としては大変残念な決定である」と述べました。

　私たち市民の会は、同日 18 時より、名古屋栄で抗議アクションを行いました。１０数名が参加。ライトアップしながら節電を呼びかける電光掲示が流れる「中部電力 MIRAI TOWER」（名古屋テレビ塔）が虚しく輝く下で、司法の責任放棄、審査のずさんさ、美浜原発と名古屋の近さなどを訴えました。参加者からは、「私も歳をとり、運転免許証を返上しました。老朽原発は免許返上を！」との声も上がりました。

その後、債権者（住民）は、1/4 に大阪高裁に即時抗告しました。

さらに、1/13 には新たに福井県の住民 10 人が福井地裁に、美浜３号機運転禁止仮処分の申し立てを行いました。大阪地裁同様、40 年廃炉訴訟弁護団からも参加しています。

各地での仮処分、本訴と、引き続き力を合わせてがんばりましょう！

□――――――――――――――――――――――――――――――

【老朽原発うごかすな！】
12/4 関電包囲全国集会＆御堂筋デモ
3/21 関電本店から高浜原発までのリレーデモ
――――――――――――――――――――――――――――――■

12/4 に行われた関電包囲全国集会には 900 人が集まりました。愛知からは４名ほどが参加。私たち市民の会からは、草地共同代表が登壇し、監視試験片の原データも確認しない規制委の審査のずさんさ、関電の手抜き試験を踏まえて、エネルギー危機に乗じて規制委の審査を通れば再稼働やむなしといった空気が作られているが、新たな安全神話にほかならないということを広めていこうと訴えました。

老朽原発うごかすな！実行委員会では、3/21 に関電本店を出発し、4/2 に高浜原発に到着するリレーデモを予定しています。

関電は、４月下旬に高浜１号機を再稼働しようとしています。高浜１号機は運転開始から 48 年を経過した老朽原発であり、その原子炉は中性子照射脆化も進んでいます。その審査が間違いだらけであることは当訴訟で追及してきた通りです。再稼働などあってはならないです。

関電本店～高浜原発リレーデモ 2023
関電本店（大阪）から高浜原発（福井）へ２３０km
老朽原発の危険性をリレーデモで訴えよう
危険すぎる老朽原発高浜１、２号機の再稼働を許さない！
３・２１(火休) 関電本店前を出発→４・２(日) 高浜原発に到着　出発日３・２１関電包囲大集会
2023 年 3 月 21 日（火・休）13:00
関西電力本店前
（地下鉄肥後橋駅 / 京阪中之島線渡辺橋駅）
・集会 13:00～14:30
・終了後、歩いて西梅田公園まで移動（関電本店を北へ 500m）
・西梅田公園からデモスタート（梅田まで 75 分程度）
・解散 16:00 すぎ
主催　老朽原発うごかすな！実行委員会
連絡先　090-1965-7102

□――――――――――――――――――――――――――――――

【避難者訴訟】12/15 控訴審
3/1,9 は終日証人尋問　応援を！
――――――――――――――――――――――――――――――■

愛知、岐阜に避難された方々の東電福島原発事故損害賠償請求訴訟控訴審は、12/15 に第 10 回口頭弁論が名古屋高裁で行われました。

法廷では、最初に、13 歳の時に原発事故で故郷を追われ、名古屋で避難生活を送った原告が陳述しました。学校でのいじめ、バセドウ病の発症と過酷な避難生活を余儀なくされ、その体験はトラウマとして残り、今でも苦しめられているそうです。事故の影響で失われた子ども時代や心身の健康はどうあっても取り戻せないから、せめてもの補償を東電と国は責任を持って行うべき、また、このような悲劇を二度と繰り返さないためにも、原発の廃止を望んでいると述べました。

続いて、A 弁護団（１審からの弁護団）から、昨年 6/17 の最高裁判決の判断内容とその限界についてと黒田意見書に基づく避難継続の合理性についての主張を陳述しました。最高裁判決は、津波防護のための水密化については、防潮堤が完成した後の補完措置について判断したにとどまり、控訴人らが主張している防潮堤の完成までの間に速やかに実施できる津波対策としての水密化については判断をしていないので、最高裁判決の拘束力は及ばないとするものです。

B 弁護団（だまっちゃおれん訴訟）からは、人格権としての被ばくを避ける権利が過去の判例に照らしてどのように位置づけられるかについて、また、

最高裁判決の問題点について陳述がありました。
　この期日の際には、まだ証人尋問については決まっていませんでしたが、その後、3/1,9 に実施が決定しました。
　裁判所は現地進行協議（現場検証）と文書送付嘱託（東電株代の現地進行協議の写真＜水密化できたことを示す証拠として＞の取り寄せ）は却下したそうですが、原告と専門家の一部を採用しました。
　A 弁護団によりますと、まだ時間配分や順序については変更もありうるとのことです（黒田証人の尋問時間が足りないので交渉中）。ただ、１日と９日の終日、尋問が行われることは決定ということですので、ぜひご予定に入れていただけたらと思います。

東電福島原発事故損害賠償請求訴訟控訴審@名古屋高裁　証人尋問
３月１日（水）10:00～17:00
原告４人と黒田由彦さん
３月９日（木）10:00～16:15
原告３人と山田國廣さん

＜専門家証人＞
黒田由彦さん（椙山女学園大学学長、地域社会学。避難者へのアンケート調査を行い、避難の実態、損害の深刻さ、継続性を明らかにしてきた。これについて意見書を提出。）
山田國廣さん（京都精華大学名誉教授。だまっちゃおれん訴訟の原告各個人の行動記録をもとに、避難前の外部被ばく線量の推計及び避難によって免れ得た外部被ばく線量の推計を行い、意見書として提出。）

＜お問い合わせ先＞
原発事故損害賠償請求訴訟愛知・岐阜
　福島原発事故損害賠償愛知弁護団
　TEL：052-414-7338
だまっちゃおれん 原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜
【HP】https://damatchaoren.wordpress.com
【E-Mail】damatchaoren@gmail.com

□――――――――――――――――――――――――――――
【お礼】2/5 愛知県知事選挙
　　市民の会事務局次長の尾形慶子さんが健闘
――――――――――――――――――――――――――――■

　２月５日投開票された愛知県知事選挙に市民の会事務局次長の尾形慶子さんが立候補し、候補者６人中２番目の得票で健闘しました。
　選挙期間中、脱原発と気候危機やジェンダー平等などを思う存分訴えることができました。
　ご支援くださった皆さまへお礼申し上げます。

□――――――――――――――――――――――――――――
【ご案内】3/11 さよなら原発パレード in ぎふ
――――――――――――――――――――――――――――■

　第 46 回さよなら原発パレード in ぎふ
フクシマ原発事故から 12 年 ありえんッ！原発回帰
　2023 年 3 月 11 日（土）
　10：30～@清水緑地公園（JR 岐阜駅南側）
　パレード 11：00～
　主催：さよなら原発・ぎふ
　（連絡先：伊藤 090-8952-0013）

□――――――――――――――――――――――――――――
【tool40 インタビュー】市民の会共同代表 草地妙子
　名古屋市民になっても
　原発問題の「当事者」として闘う約束
――――――――――――――――――――――――――――■

　草地妙子は、名古屋のミッションスクール卒業後、調理士専門学校在学中に、プロテスタント教会の伝道師と出会って結婚した。20 歳だった。

　夫の任地である山口県防府（ほうふ）市の教会に通い、上関原発の建設反対運動に出会った。この教会は、反核・平和に取り組む方針を信者と共に総会で決めていた。

　上関原発とは、中国電力が山口県上関町の半島の突端に建てようとしているもの。その対岸、ほんの４km のところに、当時の人口 500 人の祝島がある。この海は豊かな生物多様性が保たれ、希少動物スナメリが棲んでいる。この「奇跡の海」を守るために、島民は 30 年も原発建設に反対していた。

　大事件があったのは、2011 年 2 月 21 日。その 3 年前に埋め立て免許が交付され、中国電力は工事区域を示すブイを設置して「工事開始」を発表していた。祝島の住民たちは魚船などを出して工事を阻止していたが、この日、中国電力は作業時間の規定を破って夜中の 2 時に彼らはやってきた。10 数隻の作業船と 600 人の屈強な作業員が出動し工事を強行した。不意打ちを受けたが周辺地域からたくさんの人が駆け付けた。防府にいる草地夫妻にも阻止行動への呼びかけがあったが、まだ小さな二人の子どもを連れて参加することはできなかった。何もできないことがふがいなく、このまま埋め立てが進んでしまうのではないかと夫妻は絶望した。

この暴挙を止めたのは、皮肉にも 20 日後に起きた福島原発事故だった。大事故はショックだったが、誰もが「これで上関原発は終わる」と思った。しかし、そうはならなかった。中国電力は上関原発をあきらめる様子を見せない。ここは大規模な反対運動が必要だと草地夫妻は思った。山口県民 1 万人大集会を呼びかけるために、夫の大作は集会の事務局長を務め、妙子は防府地区の実行委員長を担った。集会は成功した。7000 人も集まったのは、山口県では前代未聞だった。

それでも状況はいっさい変わらなかった。全国ニュースにもならなかった。夫妻は思った。現地でどれだけ大きな声を上げても、都会の人が無関心でいる限り原発は止められないと。

その後、草地家は次の赴任地・名古屋に引っ越した。「都会へ行っても脱原発がんばります。」と、山口の人たちに約束して。

名古屋地裁に 40 年廃炉訴訟の提訴の際、関わらないという選択肢はなかった。今度は、妙子が原告の 1 人として市民の会の共同代表を務めることにした。都会に戻った自分の責任だと思ったのだ。この裁判で、老朽原発（高浜 1、2 号機と美浜 3 号機）の安全審査の不当性を訴えている。

今、原発を巡る情勢は緊迫している。岸田首相はグリーン・トランスフォーメーションと銘打って、原発の再稼動・新設を目論見、さらには 40 年ルールすら無きものにしようとしている。田舎も都会も、それぞれが当事者として、ローカルな闘いと気候危機というグローバルな闘いを一緒に進めなければならないと、草地妙子は思う。

□――――――――――――――――――――――――

【勝手に決めるな！】原発回帰を止める！
規制庁「10 年おきの認可は
10 年間の安全を保証するものではない」

――――――――――――――――――――――――■

政府・経産省、及びその独立性を装うことすらしなくなった原子力規制委員会・規制庁が、老朽原発のさらなる延長運転や原発新増設等の原発回帰政策に、なりふり構わず突き進んでいます。

今回の規制委の 40 年運転制限撤廃は、経産省と規制庁が早くから打ち合わせをして進めていたことも判明、しかも、山中委員長は平然とこれを容認。東電福島原発事故の教訓として、それまで一体となっていた原子力推進と規制を厳格に切り離して、推進・利用政策に左右されない原子力規制を目指したはずです。規制委・規制庁は事業者に配慮した運用を行い、秘密会議まで行うなど独立性や透明性に欠けるとは思っていましたが、指摘されても悪びれもせずに推進側と一体となって規制を緩める規制委・規制庁には、原子力規制を担う適格性はありません。

年末年始を挟んで、規制委の 40 年運転制限を撤廃する老朽原発の新たな規制制度など４件のパブリックコメントが実施されましたが、エネ庁のパブコメ「今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）」には、なんと「運転中保全の導入拡大及び定期検査の効率的な実施に取り組む」<p.8>とまで書かれていました。美浜原発３号機の配管破断死傷事故は、配管の老朽化見逃しに加え、関電の安全よりも経済性優先の姿勢（運転中に定期検査の準備作業をしていた）が招いた大惨事でしたが、この教訓をなきものにするようなことは許されません。

一方、原発回帰を止める取り組みの中で、原発が 40 年の設計であったこともはっきりしてきました。辻元清美議員の質問主意書への答弁書で、原子炉容器の耐用年数について『電力会社提出の設置許可申請書等に「40 年」やそれに準じる記載が 59 基中 56 基に存在。』することが明示されました。

そのような中、パブコメ締め切りが目前に迫る 1/18 には、福井県議会全員協議会で、エネ庁と規制庁から原子力政策の転換について説明があり、質疑が行われました（YouTube 配信）。

そこで、規制庁から驚くべき無責任な答弁がありました。細川かをり議員が、新しい老朽原発の規制制度について、「10 年おきに審査、評価するわけだが、10 年間の安全を保証するというものなのか」旨質問したところ、原子力規制庁地域原子力安全調整官の山本哲也氏は、「10 年おきに保証するものではない。認可を受けないと運転できないという制度である。」「規制当局の役割は安全を保証するためにあるというものではない。原子力を利用する事業者の活動に対して、審査や検査という手法を通じて、それをチェックをするということだ。」旨答弁しました。確かに、歴代規制委員長が、許認可をしたからといって安全とは申し上げないなどと無責任なことを述べて来ましたが、安全とは言えないのに運転してもいいのでしょうか？安全とは言えない部分のリスクの許容を住民・市民に押しつけるのはやめてください。原子力利用に伴うリスクを許容するかどうかは、規制委が決めることではなく、住民・市民が判断することです。

国は安全は保証しないが原発を稼働させ、「全面に立つ」と言いながら責任はとらない、こんなやりたい放題をこれ以上続けさせるわけにはいきません。

□――――――――――――――――――――――――――――

【福島事故 12 年】勝手に決めるな！
私たちは NO NUKES の灯をともし続ける！
3.11 原発ゼロ NAGOYA ACTION

――――――――――――――――――――――――――――■

とき：2023 年３月１１日（土）
14：30　集会開始　16：00 デモ出発
@矢場公園（ナディアパーク南）
《リレートーク》黙祷/だまっちゃおれん！原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜/TOOLD40@NAGOYA 老朽原発 40 年廃炉訴訟/各政党・各団体からアピール
《デモコース》矢場公園→大津通→久屋大通→大津通→矢場公園
☆キャンドルナイト「死者の慰霊・生者の再会」☆
とき：2023 年３月１０日（金）16：30～
@矢場公園（ナディアパーク南）
(雨天の場合は 3/11 行進後に決行)
主催：原発ゼロ NAGOYA ACTION
http://blog.livedoor.jp/genpatuiranganena/
e-mail：genpatu.irangane@gmail.com

□――――――――――――――――――――――――――――

【お願い】2023 年度会費納入をお願いします！

――――――――――――――――――――――――――――■

皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広報活動を行うことができます。2023 年度も引き続きご支援をお願いします。会費は 2,000 円/年です。

各個人の会費納入状況は郵送宛名ラベルに印がございます。（納入済みは「入」、未納の場合は「未」となっております。）2022 年度が未納の方は、こちらも併せて納入いただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

会費・カンパのお振込み先
【郵便振替口座】
口座番号：００８１０-０-１５３７４８
口座名義　：40 年廃炉訴訟市民の会
（ ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ）
【ゆうちょ口座間、他銀行から】
金融機関コード：９９００（ゆうちょ銀行）
店番号：０８９
当座預金
店名：〇八九 店（ゼロハチキユウ店）
口座番号：０１５３７４８
※会員になって継続的にご支援ください。振込票に、「入会申し込み」と明記し、氏名・住所・電話番号のご記入があれば、会員登録されます。メールアドレスのある方はご記入ください。ホームページからも会員登録できます。メールマガジン等を配信します。

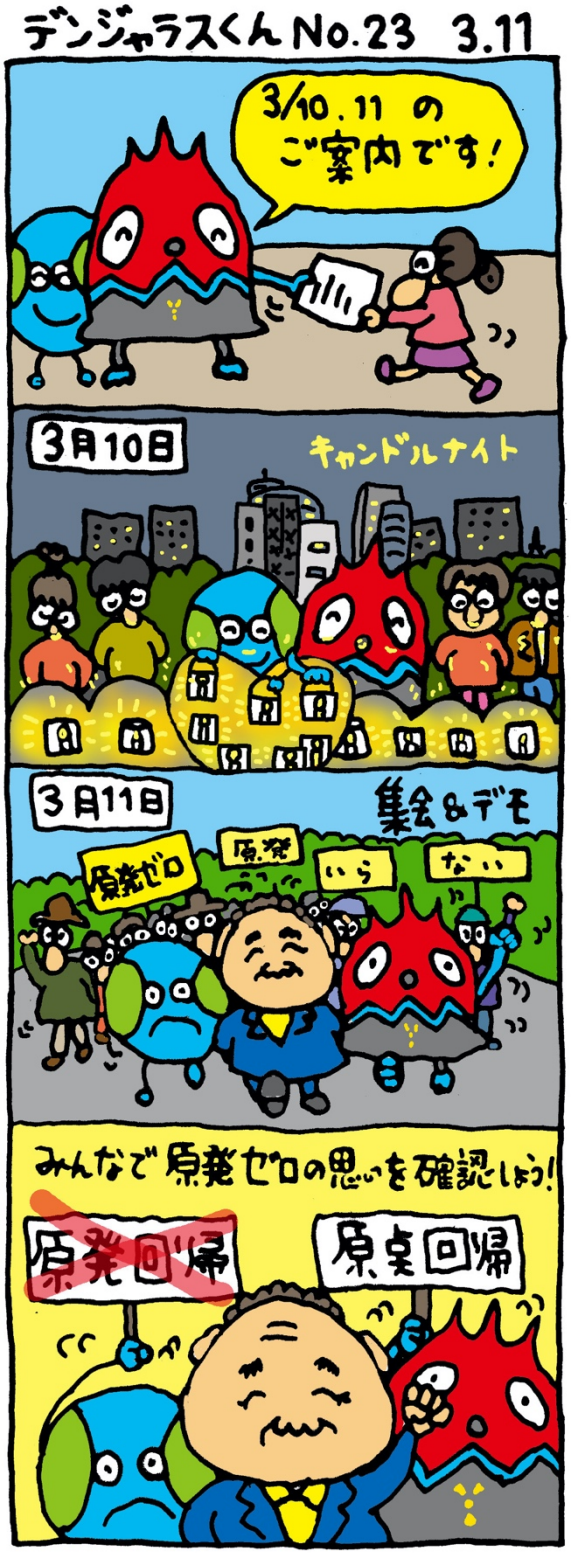

【デンジャラスくん通信　発行責任】
★老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会★
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2 丁目 18-22
三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内
TEL：080-9495-9414
E-mail：toold40citizens@gmail.com
HP：http://toold-40-takahama.com/people/
FB、Instagram、Twitter などは HP からどうぞ

TOOLD40@NAGOYA
老朽原発40年廃炉訴訟市民の会